

平成 25 年度 厚生労働特別研究事業

「健康診断におけるエックス線照射の安全性に関する研究」

健康診断におけるエックス線撮影時の医師又は歯科医師の 立ち会いに関する提言

<研究代表者>

本田 浩 九州大学医学大学院医学研究院臨床放射線科学 教授

<研究分担者>

待鳥 詔洋 国立国際医療研究センター国府台病院 放射線診療科長

<研究協力者>

大友 邦 東京大学医学部放射線医学 教授

金澤 右 岡山大学医歯薬学総合研究科 放射線医学 教授

北村 善明 診療放射線技師会 理事

栗林 幸夫 慶應大学医学部放射線科学 教授

(50 音順 敬称略)

平成 25 年 11 月

提言の骨子

1 検討の範囲

- 本提言は健診時の胸部エックス線撮影を対象とし、医行為に関連する手技等が含まれる胃透視撮影や乳房撮影等は対象としていない。
- 本研究では、検診車を有する健診機関（647施設）に対してアンケートを実施し、その結果（363施設、回答率56.1%）も踏まえて検討した。

2 アンケートの結果

- 検診車で胸部エックス線撮影を実施する場合に、医師の同行「あり」と回答した施設であっても、撮影時に実地で医師が立ち会っている施設は殆ど無い
- 80%の施設で2000年以降に導入された装置を使用している
- 80%の施設で、直接撮影（デジタル方式を含む）が実施されており、従来の間接ミラーカメラ方式より、飛躍的に被ばく量が低減される方法で実施されている

※直接撮影と間接撮影では3倍程度の実効線量の差があるとされている

(出典：有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン 平成18年度 厚生労働省が
ん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班)

- 99%の施設でホトタイマ※を使用している

※ホトタイマとは、自動的に必要なX線量を検知してX線照射を終了させる装置

3 医師の立ち会いに関する考え方

- アンケートの結果から、診療放射線技師法制定当時と比べて、撮影機器や撮影方法は格段に進歩しており、安全性は保たれていると考えられる。
- 別の調査によると、胸部エックス線撮影を中止する場合の理由として、「妊娠中または妊娠の可能性がある」ことが多くを占めており、事前に医師からの指示があれば、実地で医師が立ち会わなくても適切に対応できると考えられる。

4 まとめ

- 検診車で胸部エックス線撮影を行う場合に、医師又は歯科医師の立ち会いを求めなくとも、安全性の担保は十分に可能であることが示唆された。
- なお、エックス線撮影を伴う胃透視撮影や乳房撮影等については、医行為に関連する手技等の評価を行う必要があり、本研究での評価は困難である。

5 その他

- 一方で、安全性には問題ないものの、比較的被ばく量の多い撮影機器や撮影方法もわずかに残っていた。より安全な撮影の実施のために、以下の取り組みを推奨してはどうかとの意見があった。
 - 事前に責任医師の明確な指示を得ること
 - 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の

整備

- ・ 必要な機器・設備の整備
- ・ 撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- ・ 機器の日常点検等の管理体制の整備
- ・ 従事者の教育・研修体制の整備

(別紙)

健康診断におけるエックス線照射の
安全性に関する研究
(アンケート調査結果)

平成25年度厚生労働科学研究費補助金
(厚生労働科学特別研究事業)

1 はじめに

放射線による検診は肺がん検診として胸部エックス線検査が、乳がん検診としてマンモグラフィ検査が、胃がん検診として胃透視検査が広く全国で行われており、医師の指示のもと、診療放射線技師が実施する場合が多い。診療放射線技師法（第26条第2項第2号）においては、多数の者の健康診断を一時に行う場合には、医師又は歯科医師の立ち会いの下にエックス線を照射することとされており、立ち会いなしに上記検査等を行うことについては規制されている。昨今の報道等や国会における質疑では、これらの事が指摘され、医師の立ち会いの規制の是非について議論されているところである。

本調査は、検診等のエックス線照射の安全性が、医師の立ち会いの有無により影響があるかどうかについて、全国の胸部エックス線撮影実施施設に対するアンケート調査を行い、立ち会いの有無による安全性等の影響について学術的な見地から検証することを目的としている。

（参考）診療放射線技師法 第二十六条の2

診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

2 調査の内容

健康診断における胸部エックス線撮影について、撮影装置、撮影条件、出車前点検の有無、低被ばく撮影の実施の有無、医師の立ち会いの有無、医師のエックス線撮影実地での立ち会いの有無、具体的撮影条件等を調査した。

3 調査方法

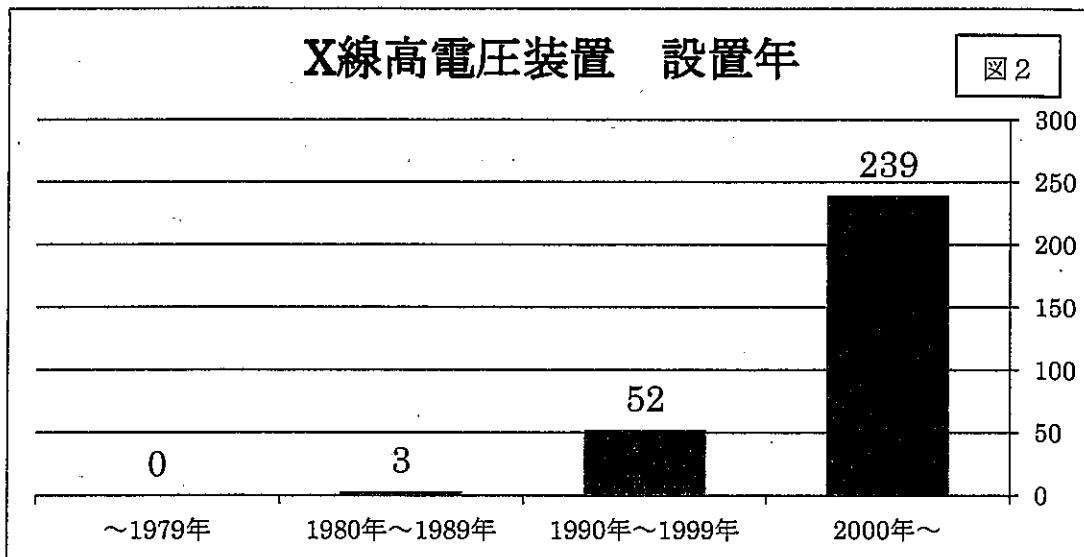
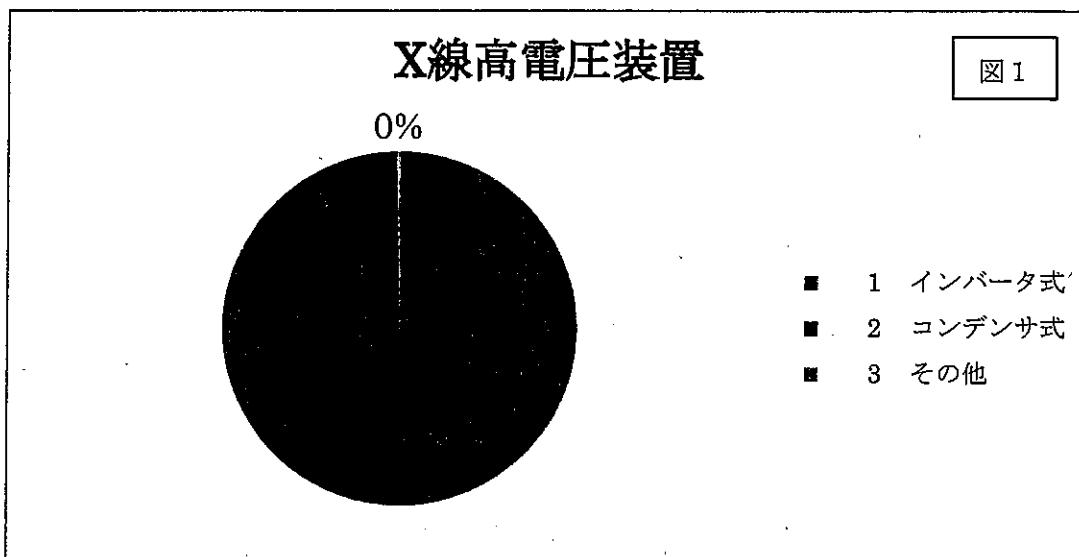
検診車を所有すると思われる検診施設並びに医療機関647施設に対し、調査票を郵送した。調査票は平成25年7月31日に発送し、平成25年8月5日から8月18日までの検診車での検診のうち、最も多い検診会場での胸部エックス線撮影について、各設問へ記載の上、平成25年8月23日までに郵送にて返送する自記方式にて行った。

調査票の回収数は、363施設から返送があり、回収率は56.1%であった。

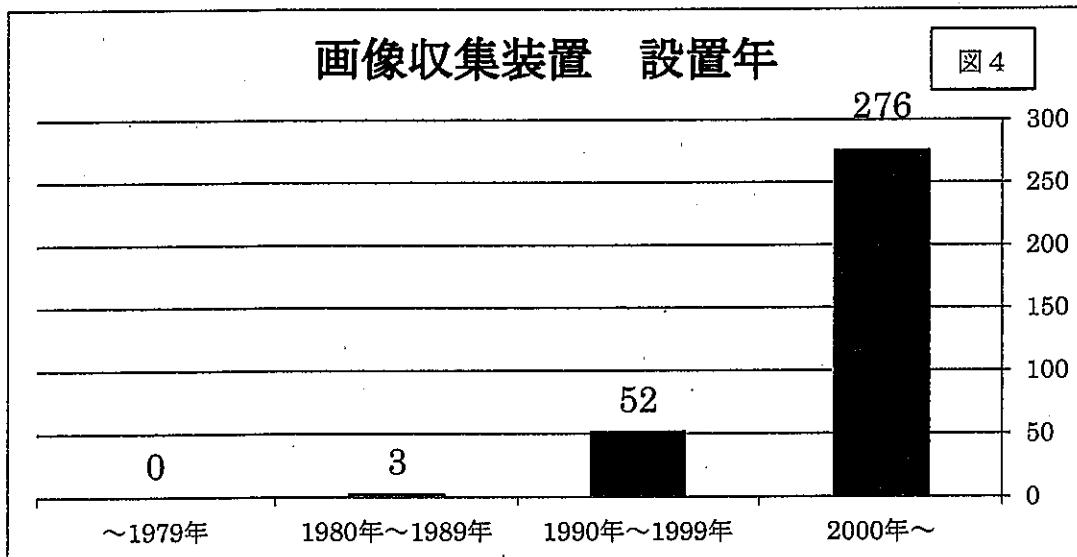
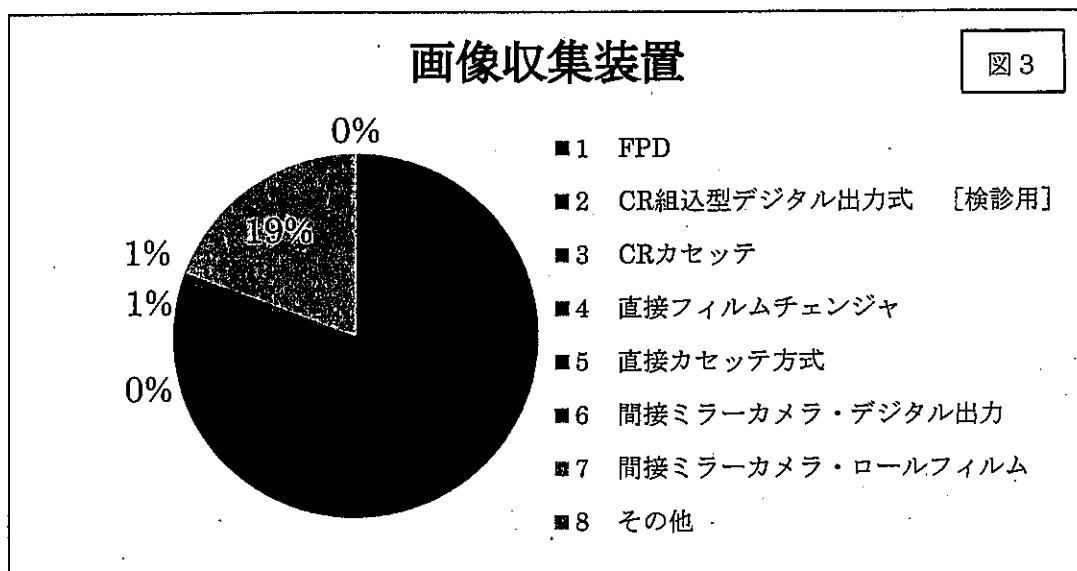
4 調査結果

問1 撮影装置について

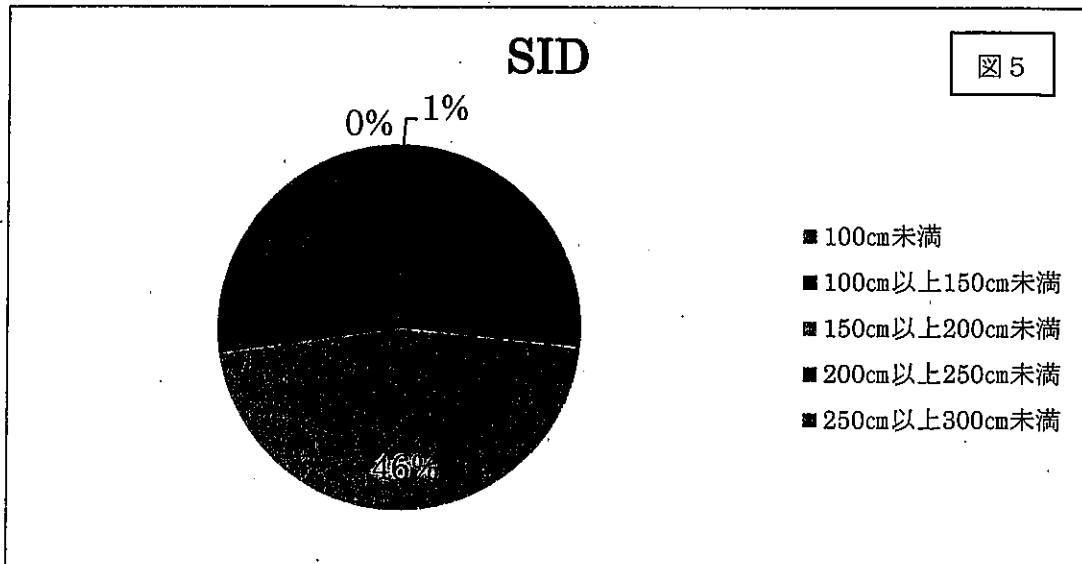
X線高電圧装置は、インバータ式が331施設、コンデンサ式が29施設、その他が1施設であった。X線高電圧装置の平均設置年は2005年であった。それぞれの分布については、図1、2の通りであった。



画像収集装置は、FPD は 197 施設、CR 組込型デジタル出力式 [検診用] は 50 施設、CR カセットは 0 施設、直接フィルムチェンジャは 31 施設、直接カセット方式は 2 施設、間接ミラーカメラ・デジタル出力は 2 施設、間接ミラーカメラ・ロールフィルムは 67 施設、その他は 0 施設であった。平均設置年は 2006 年であった。それぞれの分布については、図 3、4 の通りであった。

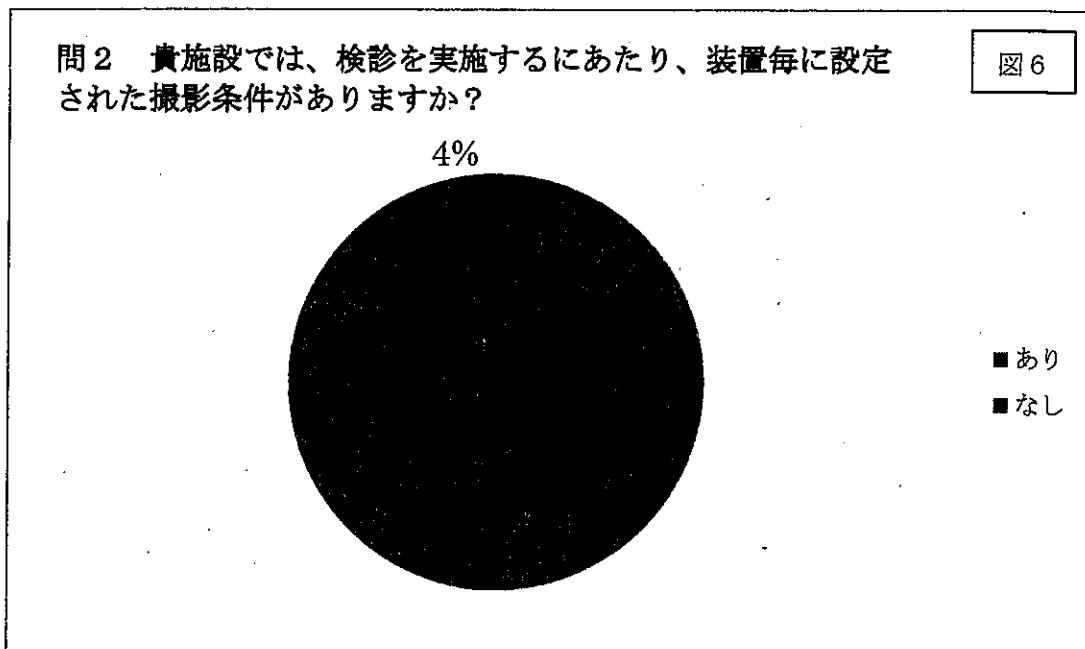


平均 SID は 179cm であった。SID の分布については、図 5 の通りであった。



問 2 検診を実施するにあたり、装置毎に設定された撮影条件の有無について。

装置毎に設定された撮影条件の有無について、「あり」と回答した施設は、348 施設、「なし」と回答した施設は、13 施設であった。分布については、図 6 の通りであった。

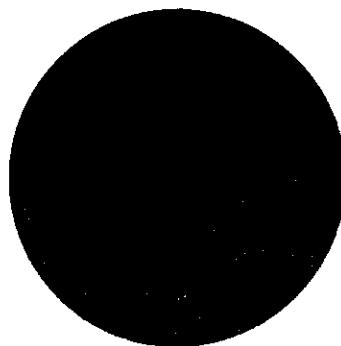


問3 出車前の点検の有無について。

出車前の点検の有無について、「あり」と回答した施設は 260 施設、「なし」と回答した施設は、101 施設であった。分布については、図 7 の通りであった。

問3 貴施設では、出車前に何らかの点検を実施していますか？

図7



■あり
■なし

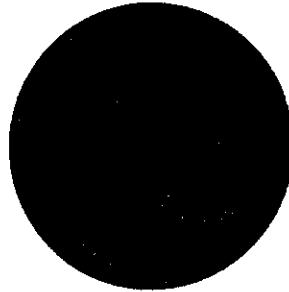
問4 被ばく量が一定を超えないような実施の有無について。

被ばく量が一定を超えないような実施の有無について、「あり」と回答した施設は 319 施設、「なし」と回答した施設は 36 施設であった。分布については図 8 の通りであった。

問4 貴施設では、胸部エックス線撮影での被ばく量が一定の値（直接撮影においては日本診療放射線技師会の目標値である 0.3mGy、間接撮影においてはICRP勧告の1mGyなど）を超えないように、実施していますか？

図8

10%



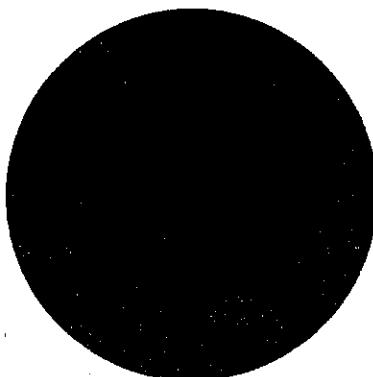
■あり
■なし

問5 検診での医師の「同行」の有無について。

検診での医師の「同行」の有無について、「あり」と回答した施設は329施設、「なし」と回答した施設は30施設であった。分布については図9の通りであった。

問5 検診に医師の「同行」はありましたか？

図9



- あり
- なし

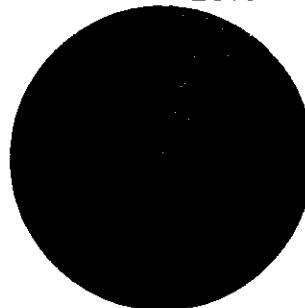
問6 問5で医師の同行ありと回答した施設について、同行医師のX線撮影時における実地での立ち会いの有無について。

実地での立ち会いの有無について、「あり」と回答した施設は34施設、「なし」と回答した施設は301施設であった。分布については図10の通りであった。

問6 問5で医師の同行ありと回答された施設にお聞きします。上記、同行医師はX線撮影時に実地に立ち会っていましたか？

図10

10%

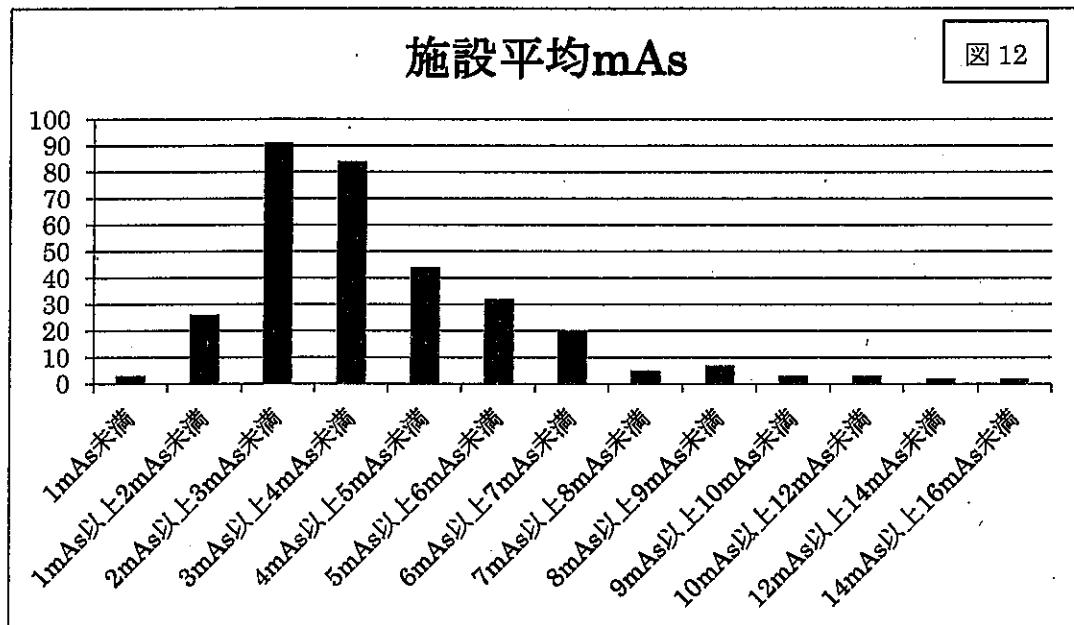
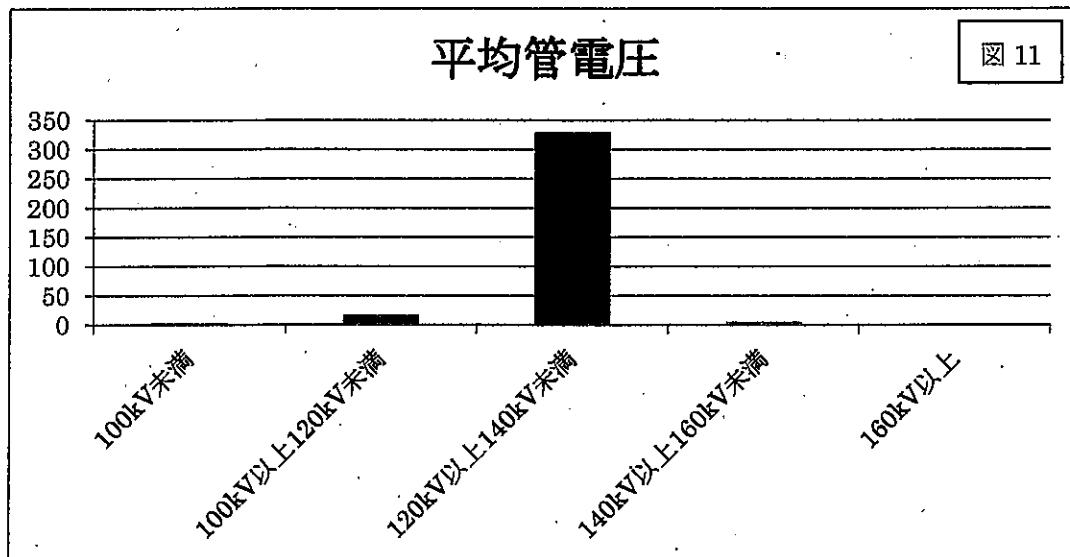


- あり
- なし

問7 撮影条件について。

撮影条件について、平均管電圧は 123kV であった。分布については、図 11 の通りであった。平均 mAs は 3.84 であった。分布については、図 12 の通りであった。

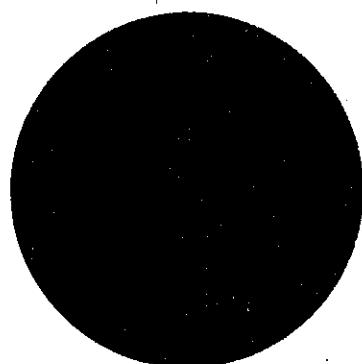
ホトタイマの利用については、「有」との回答は 1680 撮影、「無」との回答は 10 撮影であった。分布については、図 13 の通りであった。



ホトタイマの使用

図 13

1%



- あり
- なし

厚生労働科学特別研究

健康診断におけるエックス線照射の安全性に関する研究・調査票

※貴施設において、8月5日から8月18日までの検診車での検診のうち、胸部エックス線撮影の対象者数が最も多い検診会場での胸部エックス線撮影について記載してください。

問1 撮影装置の組み合わせをお答え下さい。

・複数の検診車を使用した場合は、主たるもの1つをご記載ください。

X線高電圧装置(以下の番号に○をつけてください)	
1 インバータ式	
2 コンデンサ式	
3 その他()	

設置年を記載してください。西暦()年

画像収集装置(以下の番号に○をつけてください)	
1 FPD	
2 CR組込型デジタル出力式 [検診用]	
3 CRカセット	
4 直接フィルムチェンジヤ	
5 直接カセット方式	
6 間接ミラーカメラ・デジタル出力	
7 間接ミラーカメラ・ロールフィルム	
8 その他()	

SIDを記入してください。()cm

設置年を記載してください。西暦()年

問2 貴施設では、検診を実施するにあたり、装置毎に設定された撮影条件がありますか？

- 1 あり
- 2 なし

問3 貴施設では、出車前に何らかの点検を実施していますか？

- 1 あり
- 2 なし

問4 貴施設では、胸部エックス線撮影での被ばく量が一定の値(直接撮影においては日本診療放射線技師会の目標値である0.3mGy、間接撮影においてはICRP勧告の1mGyなど)を超えないように、実施していますか？

- 1 その通り実施している
- 2 その通りには実施していない

問5 検診に医師の「同行」はありましたか？

- 1 あり
- 2 なし

問6 問5で医師の同行ありと回答された施設にお聞きします。

上記、同行医師はX線撮影時に実地に立ち会っていましたか？

- 1 あり
- 2 なし

問7 撮影条件をお答え下さい。

- ・実施した最初の5例について記載してください。
- ・管電流・照射時間もしくはmAsを記載してください。
- ・ホトタイマを使用している場合は、「ホトタイマの有無」に○をつけて下さい。

管電圧	管電流・照射時間	mAs	ホトタイマの有無
1 ()kV	()mA・()ms	()mAs	有・無
2 ()kV	()mA・()ms	()mAs	有・無
3 ()kV	()mA・()ms	()mAs	有・無
4 ()kV	()mA・()ms	()mAs	有・無
5 ()kV	()mA・()ms	()mAs	有・無

第十九条第三項中「第八条第一項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第一十一項」を「第八条第二十二項」を「同条第二十八項」に改める。別表第一の事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第一十一項」を「第八条第一十一項」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第十二条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十四条の二」に規定する」を「第二十四条の二(各号に掲げる)」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行つるものに限る)」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行つるものに限る)」を行つこと。

二 第二条第一項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行つるものに限る)」を行つこと。

第二十六条第一項ただし書中「場合は」を「場合は」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 多数者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

(歯科技工士法の一部改正)

第十三条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

四条第一項中「・第十七条の三」を削る。

第九条の次に次の十六条を加える。

(指定登録機関の指定)

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」といいう)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行つ。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者

いき者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に若しくは不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることがであります。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律に基づく命令又は处分を含む)を受けた後遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用について、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と「免許を取得したときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という)」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者は又は歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という)の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(移行計画の変更等)

第百零一条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人（以下「認定医療法人」という。）は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けるなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画（前項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。）に従つて新医療法人への移行を図ることを期す。

組を行つていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

「……」
「じとができない。」
前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)
第十一条の五 認定医療法人については、医療法第五十一条第一項中「三ヶ月以内」とあるのは、「六

(認定の失效) 第十条の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該新医療法人は、前項の規定による認定を受けたものとみなす。

二第一項の認定（附則第十条の四第一項の認定を含む。）は、その効力を失う。
(援助)

（昭和25年）
第十一回 政府は認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努力るものとする。

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)
第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労

2 前項規定の定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
方厚生主支同様に厚生大臣に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地

(社会福祉社士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)
〔十四条 社会福祉社士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律〕(平成十九年二月二日法律第二百四十五号)

の部を次のように改正する。
附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

(施行期日) この法律は、公布の日又は平成二十一年五月一日から施行する。

一 第二十二条中診療放射線技師法第二十六条第一項の改正規定及び二十四条の規定並びに欠陥並

ひに附則第七条 第二十三条第一項ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十
五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十四条、第六十七条、第七十
一条

一 第二条の規定(医療法第三十一条第一項の規定)の下に「地域における医療費及び介護のための准用の規定」(同法第三十一条第一項の規定)の下に「地域における医療費及び介護のための准用の規定」(同法第三十一条第一項の規定)

に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る)を除く)並びに第二十一条及び第二十一条並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定 同法第七条第五項 第八条 第三十一条第四項 第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の一、第五十四条の三第一項、第五十八条第一項 第五十九条第五項、第六十九条の三十八第一項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十一、第一百五十五条の二十一第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十七条 第百一十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一十七条 第百一十八条 第百二十二条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百一十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百一十六条第一項、第一百一十七条、第一百一十八条 第百四十二条の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一十二条第一項、第一百三十二条及び第二百五十五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人才確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）附則第五条並びに第十四条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第一条第五项第二号の改正規定（同条第十四项）を「同条第十二项」に、「同条第十八项」を「同条第十六项」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成一十七年四月一日

四 第五条中介護保険法第二十二条第一項の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十条及び第五十一条の二第一項の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条、第六十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに第七条中平成十八年改正前介護保険法第二十二条第一項の改正規定、平成十八年改正前介護保険法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに平成十八年改正前介護保険法第五十条、第五十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに附則第十九条及び第一十六条の規定 平成一十七年八月一日

五 第四条のうち、医療法の目次の改正規定（第三章 医療の安全の確保（第六条の九—第六条の十一）を「第二章 医療の安全の確保 第一節 医療の安全の確保のための措置（第六条の九—第六条の十四）」に改める第二節 医療事故調査・支援センター（第六条の十五—第六条の二十七）部分に限る）、同法第三章中第六条の九の前に節名を付する改正規定、同章中同法第六条の十二を同法第六条の十四とする改正規定、同法第六条の十一第一項の改正規定、同条を同法第六条の十三とする改正規定、同法第六条の十の改正規定、同条を同法第六条の十一とする改正規定、同法第六条の九の次に一条を加える改正規定、同章に一節を加える改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（第六条の十一第四项）を「第六条の十三第四项、第六条の二十一、第六条の二十二第二项」に改める部分に限る。）同法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の改正規定、第八条の規定並びに第十一一条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第二十七条及び第四十一条の規定 平成一七年十月一日

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）
【公布日・平成二十七年四月一日施行】

（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（欠格事由）	第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。 一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 （略）	第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。 一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 （略）
（画像診断装置を用いた検査等の業務）	第二十四条の二 診療放射線技師は、第一条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。 二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師） （新設）	第二十四条の二 診療放射線技師は、第一条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。

の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 (略)

(新設)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。

○ 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三章 業務等	第三章 照射録等
<p>（法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五條の二 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める 検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用い たものを除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p>